

高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ 2023

第 15 回 道東ブロックカブスリーグ

開催要項

2023 年 3 月 31 日に赤字を訂正

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 主 旨 | 日本サッカー界の将来を担うユース(15 歳以下)の選手たちのサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的とし、第 3 種年代の加盟チーム全てが参加できる大会として、本大会を実施する。この主旨を受けて(公財)北海道サッカー協会として本大会を開催する。 |
| 2 | 名 称 | 高円宮杯 J F A U-15 サッカーリーグ 2023 第 15 回 道東ブロックカブスリーグ |
| 3 | 主 催 | 公益財団法人北海道サッカー協会 |
| 4 | 主 管 | 道東ブロックカブスリーグ実行委員会、釧路地区サッカー協会、オホーツク地区サッカー協会、根室地区サッカー協会、一般社団法人十勝地区サッカー協会 |
| 5 | 後 援 | 北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道スポーツ協会、北海道中学校体育連盟、開催地(市町村)教育委員会 |
| 6 | 期 日 | 2023 年 5 月 3 日(水)～10 月 7 日(土) ※別紙開催日程参照
新型コロナウイルス感染症の感染・感染拡大防止のため、変更もあり得る。 |
| 7 | 会 場 | 基本的にセントラル開催方式とするが、新型コロナウイルス感染症の感染・感染拡大防止のため、2 会場に分かれての分散開催もあり得る。 ※別紙開催日程参照 |
| 8 | 参加資格 | (1) 本リーグ参加申込締切日までに(公財)日本サッカー協会に第 3 種登録した加盟チームであること。
(2) (1) 項のチームに登録された選手であること。ただし、学齢の異なる選手が参加を希望する場合、本リーグ参加申込締切日までに、道東ブロックユース部会第 3 種委員長に申し出ること。
(3) (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を、移籍手続を行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第 4 種年代とし、第 3 種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
(4) 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ(公財)日本サッカー協会の女子加盟チーム選手を、移籍手続を行うことなく、本大会に参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。
(5) 2023 年度は、選手数が不足している同種別の複数チームにおける「合同チーム」の大会参加については、次の条件をすべて満たしている場合のみ認める。ただし、11 名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。また、(5)の項については、2024 年度以降、道東ブロック実行委員会において、慎重に協議を進め決定していく。
ア 合同するチーム及び選手はそれぞれ(1)及び(2)項を満たしていること。
イ 極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと。
ウ 大会参加の申込手続きは、それぞれのチーム代表者が協議の上、代表チームが行うこと。
エ 合同チームとしての参加を所属地区サッカー協会第 3 種委員長及び(公財)北海道サッカー協会第 3 種委員長が別途了承すること。
(6) セカンドチームの大会参加については、ファーストチームが北海道カブスリーグに出場する場合のみ認める。ただし、ファーストチームが道東ブロックカブスリーグへ自動降格となった場合、セカンドチームは所属地区の地区カブスリーグへ自動降格とする。 |

- 9 登録移動ウインドー チーム移籍の手続きを経ないでチーム間の移動が出来る期間を年5回(6月～10月までの各月1日～3日までの3日間)設定する。この期間内にチームは所属リーグ実行委員長・変更後リーグ実行委員長・3種委員長の3者に移動の申請を行い、手続きが完了した選手は試合の出場が可能となる。
- 10 選手のプロテクトについて 複数チームが出場している場合は、上位チームの選手の内GKを除き10名をプロテクト選手として登録し、その選手は下位リーグへの移動はできない。但し、負傷などがあった場合は、登録移動ウインドーを使い、登録の変更はできる。また、道東ブロックカブスリーグで一度プロテクトされた選手は、道東ブロックカブスリーグ参入戦、各地区カブスリーグでの入替戦、地区カブスリーグ決勝大会・交流大会には出場できない。プロテクトに関する違反が判明した場合は、以下の懲罰を与える。違反による懲罰の対象は、本人及び監督とする。
 (1) 該当選手は、上位・下位両リーグの2試合出場停止とする。
 (2) 該当チーム監督は、上位・下位両リーグの2試合監督業務停止とする。
 (3) 該当選手の出場した試合の勝ち点は-3とする。
- 11 参加チーム 帯北FCU-15、FC網走U-15、音更町立下音更・共栄中学校、音更町立緑南中学校、帯広市立南町中学校、帯広市立翔陽中学校、釧路市立景雲中学校、NFCレグルス
- 12 競技規則 大会実施年度の(公財)日本サッカー協会競技規則による。ただし、以下の項目については本大会規定を定める。
 (1) 本リーグ登録選手の中から各節ごとに20名の選手を登録できる。
 (2) 選手交代は競技開始前に登録した最大9名の交代要員の中から最大9名までとする。「自由な交代」は採用しない。
 (3) ベンチ入りできる人員は14名(チーム役員5名、選手9名)を上限とする。
 (4) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については本大会の大会規律委員会において決定する。但し、この規定は北海道内の全てのリーグ戦に適用され、本リーグ次戦(以降)の出場停止処分が消化するまでは、他の全てのリーグ戦に出場できない。なお、退場の理由によっては、本大会の大会規律委員会が他大会(リーグ戦以外)の大会規律委員会と連携し、他大会の出場を停止する可能性がある。
 (5) 本リーグ期間中に警告を3回受けた選手は、次の1試合に出場できない。但し、この規定は北海道内の全てのリーグ戦に適用され、本リーグ戦次戦の出場停止処分が消化するまでは、他の全てのリーグ戦に出場できない。
- 13 競技方法 (1) 参加チームによる2回戦制総当たりのリーグ戦方式とする。
 (2) 試合時間は80分(40分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)は原則として10分とする。
 (3) 順位の決定は次の順序により決定する。
 ①勝点(勝3点、引分1点、負0点)
 ②ゴールディファレンス
 ③総得点
 ④当該チームの対戦成績(勝敗)
 ⑤同総得点
 ⑥リーグ実行委員会による抽選
 (4) 選手交代回数の制限
 ① 後半の選手交代回数を3回までとする。(1回に複数人を交代することは可能)
 ②前半または後半に入る前のインターバルでの選手交代は、この制限を受けない。
- 14 懲 罰 (1) 本大会は、(公財)日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。

- (2) 大会規律委員会の委員長は実行委員長が兼任する。委員の人選については委員長に一任する。
- (3) 本大会諸規定及び本記載事項にない事例に関しては、大会規律委員会において決定する。リーグ規定に違反し、その他不都合な行為の発生した場合は、そのチームの本リーグへの出場を停止する。

15 参加申込

参加チームは、以下の手続きを期日までに完了すること。

- (1) 参加申込書、プライバシーポリシー同意書の提出
 - ① 所定の用紙を E-mail で申込先 A に提出する。(上記書類は所属地区サッカー協会経由で (一社) 十勝地区サッカー協会 → (公財) 北海道サッカー協会に送付される。)
 - ② 提出期限：4月11日(火) 16時まで
- (2) 選手登録用紙の提出
 - ① 所定の用紙を E-mail で申込先 A に提出する。(上記書類は地区サッカー協会経由で (一社) 十勝地区サッカー協会 → (公財) 北海道サッカー協会に送付される。)
 - ③ 選手登録用紙に記載する背番号は、選手固有のものとする。
 - ④ 提出期限：2023年4月20日(木) 16時まで
- (3) 親権者同意書の提出
 - ② 郵送で申込先 B ① に送付する。
 - ② 提出期限：2023年4月20日(木)
- (4) 大会参加料の納入
 - ② 参加料：100,000円(税込)
 - ② 納入期限：2023年4月20日(木)

[申込先]

A 所属地区サッカー協会

B ① (公財) 北海道サッカー協会

〒062-0912 札幌市豊平区水車町5丁目5-41

北海道フットボールセンター内

TEL 011-825-1100 FAX 011-825-1101

② (一社) 十勝地区サッカー協会

〒080-0018 帯広市西8条南18丁目3-3 大西ビル2F

TEL/FAX 0155-21-6626

[参加料振込口座]

参加料振込口座：北洋銀行木野支店 道東ブロック3種実行委員会

店番号130 口座番号0295436

16 追加登録

選手の追加登録は所定の用紙を用い、所属地区サッカー協会を通じて (一社) 十勝地区サッカー協会に申請すること。同時に、実行委員長にも直接同様の申請を行うこと。また、選手の移籍に伴う追加登録については移籍手続きを完了してから行うこと。追加登録の申請締め切りは各節の3日前16:00までとする。(※登録移動ウインドーとは異なることに注意)

17 ユニフォーム

- (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は正の他に、副として正と色の異なるユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK用共)。
- (2) 審判(黒色)と同一または類似したシャツを試合において着用することはできない。
- (3) ユニフォームの色・背番号の参加申込以降の変更は認めない。
- (4) シャツの前面・背面に選手登録用紙に記載された選手固有の番号を付けること。
- (5) その他の事項については(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程によるが、以下の内容については、従来のユニフォーム規程を緩和する
 - ① ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくてもよい。

- ② アンダーシャツ、アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただし、チーム内で同色のものを着用することが望ましい。
- ③ ユニフォームのモデルチェンジ等で、ラインやメーカーロゴの有無またはその大きさや位置、襟の形状などにおける微細な相違が認められるユニフォームを着用する選手が混在する場合は、その相違のすべてが解る写真データを、監督会議3日前までに、実行委員長宛送信すること。監督会議において、出場チームがその情報を共有することで、その混在を認めるが、新旧ユニフォームが完全に同色であること。

- 18 帯同審判員 本大会は相互審判で行う。参加チームは(公財)日本サッカー協会認定審判員(4級以上)2名を必ず帯同させること(監督やチーム役員も可)。また帯同する審判員の氏名、資格等を参加申込書(選手登録用紙)に記載すること。
- 19 監督会議 日時: 2023年4月16日(日) 13時00分から (予定)
場所: 音更町立共栄中学校3階多目的室 音更町木野西通16丁目2番地
※新型コロナウイルス感染症対策として、Web会議に変更する場合もある。
- 20 負傷及び事故の責任 リーグ期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。
- 21 参加チームの入替え及び参入戦 リーグの成績により、以下の通り次年度のリーグ戦参加チームを決定する。
- (1) 上位1チームが、北海道カブスリーグ2部参入戦に進出する。
※2023年度は上位2チームが進出できる。
 - (2) 7・8位のチームは地区リーグへ自動降格とする。
 - (3) 6位のチームは、道東ブロックカブスリーグ参入戦(以下道東参入戦)に出場する。道東参入戦の上位3チームが次年度の道東ブロックカブスリーグに昇格する。
 - (4) 1チームが、北海道カブスリーグ2部へ昇格した場合は、道東参入戦の上位4チームが次年度の道東ブロックカブスリーグに昇格する。2チームが北海道カブスリーグ2部へ昇格した場合は、道東参入戦の上位5チームが昇格する。
 - (5) 北海道カブスリーグ2部から道東ブロックカブスリーグへ降格するチームがある場合。
降格が1チームの場合は、道東参入戦の上位2チームが次年度の道東ブロックカブスリーグに昇格する。
降格が2チームの場合は、道東参入戦の上位1チームが次年度の道東ブロックカブスリーグに昇格する。
 - (6) 道東参入戦(2023年度は、10月21日・22日に開催予定)は、本リーグ6位チームと各地区代表チーム(前年度参入戦優勝地区のみ2チーム)の6チームが出場し、参入意志のある上位チームから道東ブロックへ昇格する。また、本リーグへの参加辞退チームが発生するなど、計8チームに満たない不測の事態となった場合は、この参入戦の順位(参入意志があるチームに限る)をそのまま補充順位とする。
 - (7) 新型コロナウイルス感染症の感染・感染拡大防止のため、本リーグ戦の長期中断、中止となった場合、入替及び参入戦の方法について、実行委員会で協議し決定する。この協議とは、総当たり1回戦が終了していない場合、またはその状況になる可能性がある場合に行う。22項(8)の通り、最終的に総当たり1回戦以上を消化していた場合は、その時点での順位を有効とし、本項(1)~(6)に沿って入替及び参入戦を行うが、消化試合数がこの条件を満たさない場合でも、入替えを行うことを前提に協議、決定をする。
- 22 その他
- (1) 本リーグは実行委員会を組織し運営を行う。委員会は道東4地区サッカー協会第3種委員長及び参加チーム選出の実行委員(各1名)で構成し、実行委員長は道東ブロックユース部会第3種委員長が務める。
 - (2) 参加チームには運営当番を割り当てる。
 - (3) 出場チームは(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。

但し、写真添付により、顔の確認できるものであること。

*選手証とは、(公財)日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。選手証は、試合前にエントリー用紙と同時に大会本部に提出すること。

- (4) 第 1 試合においては開始 40 分前、第 2 試合以降は前試合のハーフタイム時に、当該チーム監督はメンバー表 3 枚と選手証、ユニフォーム(明確に判断できる場合は不要)を持参し、担当審判・地区責任者(可能であれば)を加えて大会要項の確認と出場停止選手の確認、ユニフォームの色最終決定をマッチミーティングとして行う。
- (5) 参加資格に違反したり、その他不都合な行為の発生した場合は、そのチームの本リーグへの出場を停止する。
- (6) 開催要項に規定されていない事項については、リーグ実行委員会において協議の上決定する。
- (7) 参加選手は、傷害保険に加入し、リーグでの傷害に対応すること。
- (8) ①本事業にあたっては、コロナウイルス感染拡大防止のため、「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(第 13 版)」を目安として参照し実施する。原則としてチームへの出場自粛要請は行わない。ただし、チーム関係者に多数の感染者がいる場合などはその限りではない。また、自治体による往来自粛要請や、選手在籍中学校による遠征から帰着後の欠席要請等がある場合などは当該試合を延期し、代替日程を編成することを原則とする。やむを得ず、消化試合数に差がある状態で終了せざるを得ない時には、上位・下位リーグの消化試合数が他チームよりも少ないチームのすべてが昇降格や入替戦・プレーオフに関わる可能性がない場合は、消化試合数に差があっても、勝点等はそのままで順位を決定する。また、消化試合数が他チームよりも少ないチームが 1 チームでもそれらに関わる可能性があった場合は、勝点平均(勝点÷消化試合数)で、勝点平均が並んだ場合は、ゴールディファレンス平均、得点平均の順で順位決定をする。
 - ① リーグ戦の長期中断、中止となった際は、最終的に全チーム総当たり 1 回戦を消化した場合はその時点での順位を有効とし、総当たり 1 回戦の終了が見込めない時には、21 項(7)の通り、実行委員会で協議し決定する。本リーグ戦を打ち切り、参入戦進出チームを決定するトーナメント戦等を実施することもあり得る。

なお、総当たり 1 回戦が未消化の段階で長期中断し、後に再開できる場合、対戦カードの変更により総当たり 1 回戦までの消化が可能である時には、この日程変更を優先して行う。
- (9) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合はリーグ実行委員会において協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。ただし、試合開始後、荒天またはその他の理由により、試合が中止または中断した場合は、以下の通りとする。
 - ① 定刻に試合が開始できない、または、試合が中断した場合は、15 分間を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を、主審と会場運営責任者が協議のうえ決定する。
 - ② 試合開始ができなかった場合、または前半を終了することができなかった場合、当該試合は不成立とし、後日の再試合とする。前半途中で中断し再開できなかった場合、その時点での得点はすべて無効となる。
 - ③ 前半途中で中断し試合を再開できなかった場合、中断前に警告・退場・退席処分等があった場合は、そのすべてを有効とする。
 - ④ 前半が終了した後の中断後、試合を再開できない場合は、試合成立とする。

23 新型コロナウイルス
感染症対策

- (10) 参加申込用紙等に記載されている個人情報は、大会運営の目的のため
のみ使用し、第三者に提供しない。また、個人情報は厳重に管理し、大
会終了後、責任を持って破棄する。
- (11) 本リーグ戦一部の試合にMWO（マッチウエルフェアオフィサー）を配
置する。なお、配置できない試合においても次の（12）項の遵守事項に
留意のこと。
- (12) 指導者が選手を引率する際の遵守事項
- ①選手の個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、平等に扱うこと。
 - ②選手の権利及び安全を最優先で扱うこと。
 - ③身体に対する暴力行為を行わないこと。
 - ④不適切な言葉を使用しないこと。
 - ⑤身体に対する暴力行為や不適切な言葉の使用を放置しないこと。
MWO(マッチウエルフェアオフィサー)が、試合の前後または試合中に、指
導者へ上記事項の遵守をうながすことがあるので留意のこと。
- (1) 健康チェックシートの提出は不要とするが、大会参加者および関係者は必
ず各自で健康チェックシートに記録し管理すること。なお、感染対策担当者
は必要に応じて提示を求められることができる。
https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.html
- (2) 監督は大会期間を通じて感染対策担当者を務める。感染対策責任者は
実行委員長が務め、会場感染対策責任者は主管地区第3種委員長と会
場運営責任者が務める。選手・チーム役員・審判員・大会運営等関係
者・引率保護者・観客など会場にいる全ての者は、会場感染対策責任
者の判断・指示等に従わなければならない。また、試合前に、各チ
ームの感染対策担当者とのミーティングを実施する。ガイドラインにおい
て、これらの担当者や責任者の擁立が不要となった際には、その通り
とする。
- (3) 大会参加者及び関係者は以下の観点から自身の健康状態について問題
のないことを確認し、体調不良者は参加させないこととする。
- ・平熱を超える発熱
 - ・咳(せき)、のどの痛みなどの風邪症状
 - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
- (4) 本要項に記載されていない事項については、本大会実行委員会において
協議の上、決定する。

以上